

配布資料

6月18日
入札監理小委員会
審議用資料

国民年金保険料収納事業 実施要項（案）

国民年金保険料の収納事業 民間競争入札実施要項（案）

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない非常に重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数（過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成17年度末時点で約374万人）存在し、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は喫緊の課題である。

このような状況の下、社会保険庁においては、未納者の解消に向けて、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、電話、戸別訪問、集合徴収等による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んでいるところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の滞納者に対する納付の勧奨及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納付期限から1ヶ月以内に納付しないもの（社会保険庁が強制徴収手続を行う者及び保険料の免除等申請手続を勧奨する者を除く。以下「保険料滞納者」という。）すべてに対して、国民年金制度の意義・役割及び納付義務等に係る理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけ、保険料収納の向上を図ることを目的とする。

- (2) 民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な遂行の在り方や実現の手法は、民間事業者の提案と裁量に委ねるものとし、その業務の成果を評価し、対価の支払いを行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

以下の(ア)から(ウ)までの業務を包括的に委託することとし、効率的、効果的な実施の手段・手法については、民間事業者の提案に委ねるものとする。

(ア) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

保険料滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

具体的な業務の実施手段・手法については、民間事業者の提案する方法に委ねるが、業務を行うに当たっては、①国民の年金受給権を確保する観点から、社会保険庁から提供された保険料滞納者の全てに対して納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけるよう、公的年金制度に対する理解や口座振替の促進を図ることに留意する。

上記①の「提供した保険料滞納者の全てに対して納付督促を行うこと」とは、接触率100%を求めるものではなく、提供した保険料滞納者の全てに対して、文書、電話又は戸別訪問などにより行った納付督促の事実を、事蹟等により明らかにすることを求めるものであること。

また、口座振替の勧奨を行った上で新規に口座振替となった場合は、成功報酬を支給する。

なお、納付されていない理由が経済的な理由であり、所得がない又は極めて低額であるなどにより保険料の免除、若年者納付猶予又は学生納付特例制度の説明が必要と見込まれる場合は、免除等制度について丁寧に説明を行うとともに、免除等を申請する意志が確認された場合には、下記(ウ)②に従い報告すること。

(イ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

保険料滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

(ウ) 事業報告書の作成業務

社会保険事務所が行う業務との連携を確保する観点から、以下の事項についてとりまとめて、保険料滞納者の住所を管轄する社会保険事務所へ報告する。

① 日次報告

保険料の納付の請求にあたって、納付書の再交付が必要となった保険料滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、速やかに報告する。

② 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

- (i) 保険料滞納者に対する保険料を納付されていない理由の確認により、保険料の免除、若年者納付猶予又は学生納付特例制度に該当すると思料する保険料滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号。
- (ii) 保険料の納付の請求に対して拒絶した保険料滞納者のうち、時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号。
- (iii) 保険料滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行った事蹟。

(2) 契約期間

平成19年10月1日から平成22年9月30日までとする。

(3) 対象地区及び社会保険事務所

本事業の対象地区及び対象社会保険事務所は、別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」の35地区、95社会保険事務所とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する要求水準

事業実施に関して確保されるべき事業の質を確保するため、民間事業者に対して事業の達成目標としての要求水準（以下「要求水準」という。）を設定するものとする。

① 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

各社会保険事務所が目標として定める納付率を達成するために、保険料滞納者から納付していただく必要のある納付月数（以下「督促納付月数」という。）を設定し、これを要求水準とする。

要求水準は、社会保険事務所ごと、期ごと、保険料の種類（現年度又は過年度）ごとに設定する。（別紙2-1参照）

* 「督促納付月数」

対象となる各社会保険事務所において納付された納付月数（現年度分及び過年度分）から、強制徴収により納付された月数及び納付期限（毎月の保険料につき、その翌月の末日）から1ヶ月以内に納付された月数を除いた月数。

* 「期ごと」

第1期：平成19年10月から平成20年4月まで

第2期：平成20年 5月から平成21年4月まで

第3期：平成21年 5月から平成22年9月まで

〔現年度保険料の要求水準の設定の考え方〕

要求水準（督促納付月数）＝納付督促対象者累計〔月数〕×目標とする督促納付率

* 督促納付率とは、督促納付対象者累計〔月数〕に対して実際に納付される月数の割合のこと。（以下同じ。）

各年度の収納対策の取組を定めた行動計画に従い、社会保険事務所ごとの平成18年度の督促納付率（現年度）に、上乗せ目標（全国一律 1.8%）を加えたものを目標とする。（参考：平成18年度督促納付率（現年度）の全国平均＝9.8%）（詳しくは、別紙2－2参照）

〔過年度保険料の要求水準の設定の考え方〕

要求水準（督促納付月数）＝過年度納付対象月数×目標とする督促納付率

* 各年度の収納対策の取組を定めた行動計画に従い、社会保険事務所ごとの平成18年度の督促納付率（過年度）に、上乗せ目標（全国一律 0.4%）を毎年加えたものを目標とする。（参考：平成18年度督促納付率（過年度）の全国平均＝8.1%）（詳しくは、別紙2－2参照）

また、最低限の質を確保する観点から最低水準を設定する。最低水準は、社会保険事務所ごと、期ごと、保険料の種類（現年度又は過年度）ごとに設定する。（別紙2－1参照）

第1期又は第2期において、督促納付月数が最低水準を下回った又は下回る事が明らかになった場合には、社会保険庁は民間事業者に対して業務改善指示を行う。指示を行っても業務の改善が見られない場合には、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で、契約を解除することができるものとする。

〔最低水準の設定の考え方〕

現年度保険料については、各社会保険事務所ごとに、各年度の督促納付対象者累計〔月数〕に平成18年度の督促納付率を乗じたもの。（詳しくは、別紙2－2参照）

過年度保険料については、各社会保険事務所ごとに、各年度の過年度納付対象月数に、

平成 19 年度は平成 18 年度の過年度督促納付率（各社会保険事務所の実績値）、
平成 20 年度は平成 18 年度の過年度督促納付率に 0.4%を加えた率、
平成 21 年度は平成 18 年度の過年度督促納付率に 0.8%を加えた率、
平成 22 年度は平成 18 年度の過年度督促納付率に 1.2%を加えた率、
を乗じたもの。（詳しくは、別紙 2 - 2 参照）

なお、第 2 期及び第 3 期の要求水準及び最低水準は、被保険者数、免除者数、1 ヶ月以内に納付された月数、本事業の実施環境その他目標納付率に関する基本的事項の変化に基づき、見直しを行うものとし、民間事業者又は社会保険庁は、それに伴って委託費の基本額の変更が必要と判断した場合には、委託費を含む契約内容の変更を相手方に対して求め、協議の結果に基づいて契約を変更することができる。

② 納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定に従って適切に行うこと。

(イ) 委託費

① 基本額

本事業の対象地区において、すべての社会保険事務所におけるすべての要求水準（総要求水準）を達成するために企画提案し、落札した金額を基本額とする。

基本額は、委託期間の月数（36ヶ月）で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を、毎月支払うものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種類別基本額の増額及び減額措置

上記①の基本額を、事務所別・期別・保険料の種類（現年度又は過年度）別に、それぞれの要求水準の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所等別基本額」という。）について、次の（i）又は（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

（i）要求水準（督促納付月数）を超過した場合の増額

督促納付月数（現年度又は過年度）が要求水準（督促納付月数）を超過した割合 0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が 0.1%未満の場合は増額しない。

（ii）要求水準（督促納付月数）に達しなかった場合の減額

督促納付月数（現年度又は過年度）が要求水準（督促納付月数）に未達

の割合 0.5%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。

ただし、第1期（平成19年10月～平成20年4月）については、上記減額規定は適用しない。同期間については、民間事業者が最低水準に未達の場合は、最低水準に未達の割合 0.5%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、以上のそれぞれの場合において、未達割合が 0.5%未満の場合は減額しない。

③ 口座振替獲得に係る成功報酬

保険料滞納者に対して、口座振替の勧奨を行った上で新規に口座振替となった件数1件につき、上記①の基本額を、当該対象地区における総要求水準で除して得られた額を成功報酬として支払うものとする。

(5) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 保険料滞納者の情報

保険料滞納者に係る情報は、原則として毎週、磁気媒体にて民間事業者に対して提供する。提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

(社会保険事務所において納付督促業務に従事している国民年金推進員に対して提供している情報と同範囲である。)

① 被保険者の基本情報（未納者の氏名、住所、生年月日など）

② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去3年間の保険料納付状況、加入記録など）

③ 被保険者に対する督促の事績

併せて、事業に必要な範囲内で社会保険オンラインシステムの情報端末の使用を認めることにより当該情報の提供を行う。

(イ) 市町村ごとの納付状況

毎月1回、保険料を納付すべき月数に対して納付された月数の情報を、市町村ごとに一覧表の形で民間事業者に対して提供する。

(6) 社会保険事務所との連携・協力

社会保険事務所は、民間事業者が行う納付督促スケジュールに合わせて、参考となる各種統計情報等について、民間事業者が提供を希望する場合は、民間事業者からの申出に基づき、事業に必要な範囲で提供する。

また、民間事業者は、社会保険事務所が行う広報や強制徴収の取組等のスケジュールに合わせて納付督促情報の提供を行うなど、双方が連携した取組を実施できるよう情報の提供を行うものとする。

こうした情報提供を軸に、社会保険事務所と民間事業者の連携を図るとともに、社会保険事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応

じて助言・提案を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

(ア) 法第10条各号に該当する者でないこと。

(イ) 平成19、20及び21年度の厚生労働省競争参加資格「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(ウ) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者でないこと。

① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

② 次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

i 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

iii 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

iv 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

v 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(エ) 厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の未納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(オ) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。

(2) 民間競争入札に参加する者の募集

(ア) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告 平成19年7月上旬頃

② 入札説明会 平成19年7月中旬頃

③ 入札説明会後の質問期限 平成19年7月下旬頃

質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。

④ 入札書提出期限	平成19年8月中旬頃
⑤ 評価委員会（入札書の評価）	平成19年8月下旬頃
⑥ 開札	平成19年8月下旬頃
⑦ 契約の締結	平成19年9月上旬頃

（イ）入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」に示す35の「対象地区」を単位とし、上記3（2）に示す契約期間を対象として行うものとする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出するものとする。

③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各社会保険事務所の要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

④ 企画提案書の内容

入札者が提出する企画提案書には、本事業の対象地区内の各社会保険事務所の要求水準を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載する。

（i）基本的考え方

（ii）実施体制

a 組織体制

b 運営管理

（iii）保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

a 実施する施策の内容

b スケジュール及び実施体制（人員体制等）

c 事業（達成）目標

（iv）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

納付受託業務の実施内容

詳細については、別添「総合評価基準」のとおりとする。

⑤ 企画提案書の添付資料の内容

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

(i) 企画提案書内容整理表

(注) 企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

(ii) 実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

(iii) 民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

(iv) 法第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類

(3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、対象地区ごとに総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

(ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、本事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価の決定に当たっては、全国の8つのブロック（別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」参照。）ごとに評価委員会を設置し、対象地区を管轄する各ブロックの評価委員会の意見を反映するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準」のとおりとする。

(イ) 落札者の決定

① (1)の競争参加資格を全て満たし、上記(ア)の評価方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高800点）と、入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点（800点）を乗じて得た得点を足して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令第85条の規定による基準において定める額を下回った場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予算決算及び会計令第86条の規定に基づく調査を行うものとし、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

6 民間事業者に使用させることができる国有財産

- (1) 民間事業者が、本事業を行うために保険料滞納者の納付状況を確認する場合及び保険料滞納者の個人情報を持行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの携帯用情報端末機器及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- (2) 民間事業者が、前項の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、社会保険庁の承認を得なければならない。
- (3) 民間事業者は、前項の規定により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- (4) 民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責による理由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- (1) 民間事業者が保険料滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条の規定は適用しない。
- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり社会保険庁長官に対して報告すべき事項、
秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために
法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

(ア) 報告

民間事業者は、当月分の保険料滞納者に対する接触の手法別に業務を実施した結果を日ごとに集計した報告書を、翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに社会保険庁長官に報告するとともに、必要に応じて社会保険庁から求められた場合には、同様に報告するものとする。なお、報告書様式は任意とする。

(イ) 調査

- ① 社会保険庁は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする社会保険庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

- ② 社会保険庁は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。
- ③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 指示

社会保険庁は、法第27条の規定に基づき、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密の保持等

(ア) 個人情報の取扱い等

- ① 民間事業者は、社会保険庁から提供された保険料滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。

- ② 民間事業者は、保険料滞納者の個人情報を持行する場合には、社会保険庁が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。

(イ) 秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(ア) 禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 保険料滞納者以外の者に対して、保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為をしてはならない。
- ④ 保険料滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために保険料滞納者の個人情報を収集又は使用する行為をしてはならない。
- ⑥ 保険料滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 保険料滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収、又は保険料滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 保険料滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

(イ) 従事者の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の未納期間がないことを証する書類等を徴して社会保険庁に報告し、社会保険庁の確認を得た上で業務に従事させるものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、当該業務に従事する者が、面接の方法により保険料滞納者に対して保険料の納付の勧奨及び請求を行うに当たっては、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ社会保険庁の承認を受けなければならない。

(オ) 帳簿の記録及び保存

民間事業者は、保険料滞納者ごとの納付の勧奨及び請求等の業務の実施状況を記録した帳簿を作成し、委託契約終了日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から5年間保存しなければならない。なお、最長は委託契約終了日から5年間とする。

また、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ社会保険庁の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、社会保険庁の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 再委託先は、上記8(2)及び(3)の(ア)から(カ)に掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

(ク) 委託内容の変更

社会保険庁及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があることその他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

(ケ) 契約の解除

社会保険庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の契約を解除することができる。

- ① 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- ② 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- ③ 契約に従って本事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- ④ ③に掲げる場合のほか、契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- ⑤ 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- ⑥ 法令又は契約に基づく指示に違反したとき
- ⑦ 民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- ⑧ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ⑨ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑩ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑪ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかつたとき
- ⑫ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑬ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑭ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき
- ⑮ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑯ 上記3（4）（ア）に定める最低水準を満たさないとき。

9 民間事業者が本事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本事業を実施するに当たり、民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 民間事業者は当該第三者に対する賠償の責に任ずる。
 - ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存在するときは、民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。
 - ③ 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- こととする。

10 事業に係る評価に関する事項

(1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、平成20年4月末及び平成21年4月末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者及び他の社会保険事務所がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率
- (イ) 納付督促の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全未納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促の実施手法別の効果（接触率、納付約束率等）
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者が本事業を委託された社会保険事務所

と他の社会保険事務所との比較を行うこととし、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

1 1 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会(以下「監理委員会」という。)へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8の(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は社会保険庁を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1) 対象地区及び対象社会保険事務所一覧

ブロック名	対象地区名	事務所名	管轄区域
北海道	北海道 (札幌)	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区
		札幌西	札幌市のうち中央区、南区
		札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩支庁管内
	北海道 (札幌以外)	函館	函館市 北斗市 渡島支庁管内 檜山支庁管内
		釧路	釧路市 根室市 釧路支庁管内 根室支庁管内
	苫小牧	苫小牧市 胆振支庁管内のうち白老郡、勇払郡 日高支庁管内	
東北	青森	弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡
	宮城	仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡
北関東信越	茨城	水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡
		水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 小美玉市 東茨城郡
	埼玉 (さいたま)	大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡
		浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市
	埼玉(川越)	川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 比企郡 入間郡(三芳町を除く)
	埼玉 (北部・南部)	所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町
熊谷		熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡 北埼玉郡	
南関東	千葉 (北部)	佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡
		松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市
	千葉 (南部)	幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 八千代市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町
		木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡
	東京 (北東部)	足立	足立区
		荒川	荒川区
		葛飾	葛飾区
		上野	台東区
	東京 (東部)	江戸川	江戸川区
		墨田	墨田区
		江東	江東区
	東京 (北西部)	板橋	板橋区
		練馬	練馬区
		池袋	豊島区
	東京 (南西部)	新宿	新宿区
		渋谷	渋谷区
		港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内
		目黒	目黒区
		品川	品川区
	東京 (南部)	世田谷	世田谷区
		大田	大田区
	東京 (多摩)	武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
		青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡
	神奈川 (横浜南部)	横浜中	横浜市のうち西区、中区
		横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区
		横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区
	神奈川 (横浜北部)	港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
		鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区
	神奈川 (川崎)	川崎	川崎市のうち川崎区、幸区
		高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
神奈川 (横浜川崎以外)	相模原	相模原市 大和市	
	厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡	
	横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	

ブロック名	対象地区名	事務所名	管轄区域	
中部	静岡	沼津	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡	
		三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡	
	愛知 (名古屋東部)	大曽根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区	
		鶴舞	名古屋市のうち中区	
		笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区 豊明市	
		昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡のうち東郷町	
	愛知 (名古屋西部)	中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 海部郡	
		熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区	
		名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市	
		名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡	
	近畿	京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区
			中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区
下京			京都市のうち下京区、南区	
大阪 (市内北部)		大手前	大阪市のうち都島区、中央区	
		市岡	大阪市のうち此花区、港区	
		天満	大阪市のうち北区	
		淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区	
		福島	大阪市のうち福島区、西淀川区	
		城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区	
大阪 (市内南部)		堀江	大阪市のうち西区、大正区	
		今里	大阪市のうち東成区、生野区	
		難波	大阪市のうち浪速区	
		玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区	
		平野	大阪市のうち東住吉区、平野区	
大阪 (東部)		天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	
		八尾	八尾市 柏原市	
		東大阪	東大阪市	
		守口	守口市 大東市 門真市	
大阪 (北部)		枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	
		豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	
		吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	
大阪 (南部)		貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	
		堺東	堺市	
		堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	
兵庫 (神戸)		三宮	神戸市のうち中央区	
		須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区	
		東灘	神戸市のうち東灘区、灘区	
		兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区	
兵庫 (神戸以外)		尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡	
		西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 篠山市 丹波市	
中国・四国	広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区	
九州	福岡	博多	福岡市のうち博多区	
		中福岡	福岡市のうち中央区	
		小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区	
	長崎	長崎南	長崎市 五島市 南松浦郡	
		長崎北	壱岐市 対馬市 西海市 西彼杵郡	
	宮崎	宮崎	宮崎市 日南市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡	

(別紙2-1) 対象社会保険事務所別要求水準等一覧

(単位:月数)

対象地区名	社会保険事務所名	第1期 (平成19年10月~平成20年4月)				第2期 (平成20年5月~平成21年4月)				第3期 (平成21年5月~平成22年9月)				累計 (平成19年10月~平成22年9月)			
		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準	
		現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度
北海道 (札幌)	札幌東																
	札幌西																
	札幌北																
北海道 (札幌以外)	函館																
	釧路																
	苫小牧																
青森	弘前	19,300	22,200	15,800	20,800	31,700	37,400	26,000	35,100	42,600	51,400	34,900	48,500	93,600	111,000	76,700	104,400
	仙台東																
	仙台北																
茨城	水戸北																
	水戸南																
	大宮																
埼玉 (さいたま市)	浦和																
	川越																
	埼玉(川越)																
埼玉 (北部・南部)	所沢																
	熊谷																
	佐原	15,700	20,800	12,600	19,300	25,800	35,100	20,800	32,900	34,600	48,500	27,900	45,600	76,100	104,400	61,300	97,800
千葉 (北部)	松戸	40,500	66,700	34,000	63,500	66,500	110,700	55,700	105,400	88,800	149,400	74,500	142,700	195,800	326,800	164,200	311,600
	船張																
	木更津																
東京 (北東部)	足立																
	荒川																
	葛飾																
東京 (東部)	上野																
	江戸川																
	墨田																
東京 (北西部)	江東																
	板橋																
	練馬																
東京 (南西部)	池袋																
	新宿																
	渋谷																
東京 (南部)	港																
	目黒																
	品川																
東京 (多摩)	世田谷																
	大田																
	武蔵野																
	青梅																

対象地区名	第1期 (平成19年10月～平成20年4月)				第2期 (平成20年5月～平成21年4月)				第3期 (平成21年5月～平成22年9月)				累計 (平成19年10月～平成22年9月)				
	要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	
神奈川県 (横浜南部)	横浜中																
	横浜南																
	横浜西																
	横浜北																
神奈川県 (横浜北部)	鶴見																
	川崎																
	高津																
	相模原																
神奈川県 (横浜川崎以外)	厚木																
	横浜																
	沼津																
	三島																
静岡県	大宮根																
	鶴舞																
	笠寺																
	昭和																
愛知県 (名古屋東部)	中村																
	熱田																
	名古屋北																
	名古屋西																
京都府	上京																
	中京																
	下京																
	大手前																
大阪府 (市内北部)	市岡																
	天満																
	淀川																
	福島																
大阪府 (市内南部)	城東																
	堀江																
	今里																
	難波																
大阪府 (東部)	玉出																
	平野																
	天王寺																
	八尾																
大阪府 (北部)	東大阪																
	守口																
	枚方																
	豊中																
	吹田																

対象地区名	第1期 (平成19年10月～平成20年4月)						第2期 (平成20年5月～平成21年4月)						第3期 (平成21年5月～平成22年9月)						累計 (平成19年10月～平成22年9月)						
	要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		要求水準		最低水準		
	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	現年度	過年度	
大阪 (南部)																									
兵庫 (神戸)																									
兵庫 (神戸以外)																									
広島																									
福岡																									
長崎																									
宮崎																									

(別紙2-2) 要求水準等算出根拠

別紙2-1の対象社会保険事務所別要求水準等一覧は、以下の積算根拠に基づき、各社会保険事務所ごとに別添のとおり算出している。

[] 内は単位

【現年度要求水準等】

1. ①及び② 被保険者数 (累計 [月数]・年度末 [人])

被保険者数は、第1号被保険者と任意加入被保険者の合計。

16年度から18年度の被保険者数の増減率の全国平均で19年度以降推移するものとして積算。

※ 19年度=18年度実績×16~18年度の増減率の全国平均 (累計は、第1号被保険者98.3%、任意加入被保険者97.9%、年度末は、98.1%)

20~22年度=前年度被保険者数見込×16~18年度の増減率の全国平均

2. ③及び④ 全額免除累計 [月数]・免除率 [%]

18年度の未申告者の積み残し分15万人 (全国ベース) を19年度に解消し、その後毎年度0.5%ずつ免除率 (被保険者数に占める全額免除者の割合) が上昇すると仮定して積算。

※ 全額免除累計 [月数] = 全額免除者数 [人] (被保険者数 [人] × 免除率 [%]) × 12

19年度の免除率は、各事務所においては、18年度実績免除率から、18年度の未申告者の積み残し分解消により1.2%上昇するものとして積算。

※ 19年度免除率=18年度実績+1.2%、20~22年度=前年度免除率+0.5%

3. ⑤ 強制徴収対象者累計 [月数]

18年度は18年度最終催告状送付者と17年度最終催告状送付者の18年度への繰越分を足したものを12か月分、19年度以降は強制徴収対象者60万人 (全国ベース) の当該事務所分の12か月分。

※ 18年度= (18年度最終催告状送付者+17年度からの繰越分) × 12

19~22年度=60万人 (全国ベース) の当該事務所分 × 12

4. ⑧ 優良納付月数累計 [月数]

①及び③から推計される納付対象者 [月数] (被保険者累計 [月数] - 全額免除累計 [月数]) に、優良納付率 [%] (推計) を乗じて積算。

優良納付率の推計は、以下のとおり。

・ 18 年度の優良納付月数累計 [月数] を被保険者累計 [月数] から全額免除累計 [月数] を減じたもので割り戻し、18 年度優良納付率 (実績) を算出。

・ 19 年度は、18 年度優良納付率に 19 年度途中から優良納付者に転じる 0.3% を上乘せ。

・ 20 年度からは、毎年度、前年度の優良納付率に前年度の督促により優良納付者に転じる 0.6% を上乘せ。

※ 19 年度 = 上記の納付対象者 × (18 年度優良納付率 + 0.3%)

20 ~ 22 年度 = 上記の納付対象者 × (前年度優良納付率 + 0.6%)

5. ⑪ 督促納付率 [%]

18 年度の督促納付対象者累計 [月数] に対する督促納付月数 [月数] の割合。

※ 18 年度督促納付月数 [月数] ÷ 18 年度督促納付対象者累計 [月数]

6. ⑬ 加算率 1.8%

社会保険庁では、納付対象者に対する全国の納付月数の伸び率の上乗せ目標を 0.6% としており、これは督促対象者に対する 1.8% に相当する。

※ なお、過去 3 年間の納付対象者に対する納付月数の伸び率平均は 0.75% であった。

【過年度要求水準等】

1. ① 過年度納付対象月数 [月数]

前年度過年度納付対象月数に 16 ~ 18 年度の増減率の全国平均を乗じたもの。

※ 前年度過年度納付対象月数 × 16 ~ 18 年度の増減率の全国平均 (92.0%)

2. ⑤ 過年度要求水準 [月数]

過年度納付対象月数に過年度納付割合を乗じたもの。

※ 過年度納付対象月数 × 過年度納付割合 (前年度の過年度納付割合 + 0.4%)

※ 0.4% = 過年度納付割合の 16 ~ 18 年度の全国平均伸び率

要求水準等算出表(弘前)

○現年度要求水準等

[]内は単位

	①被保険者累計 [月数]	②被保険者数 [人]		免除等		⑤強制徴収 対象者累計 [月数]	⑥納付対象者累計 [月数] ①-(③+⑤)	⑦優良 納付率 [%]	⑧優良納付 月数累計 [月数]	⑨奨励納付 対象者累計 [月数] ⑥-⑧	⑩現年度 最低水準 [月数] ⑨×⑩ ^⑪ 奨励納付率	⑫加算月数 [月数] ⑨×⑬1.8%	⑭現年度 要求水準 [月数] ⑩+⑫
		(年度末)	③全額免除累計 [月数]	④全額免除者数[人] ・率[%]	③全額免除累計 [月数]								
18年度	1,270,172	103,466	385,968	32,164	31.09%	21,432	862,772	57.35%	507,052	(A) 355,720	(B) 29,267		29,267
19年度	1,247,913	101,521	393,940	32,828	32.34%	29,940	824,033	57.65%	492,278	331,755	27,200	5,972	33,200
20年度	1,226,044	99,612	392,511	32,709	32.84%	29,940	803,593	58.25%	485,496	318,097	26,100	5,726	31,800
21年度	1,204,558	97,740	390,996	32,583	33.34%	29,940	783,623	58.85%	478,746	304,877	25,000	5,488	30,500
22年度	1,183,450	95,902	389,399	32,450	33.84%	29,940	764,110	59.45%	472,028	292,082	24,000	5,257	29,300

※ ⑪19年度～22年度の奨励納付率=18年度実績(B)/18年度実績(A)

※ 19年度～22年度までの⑩及び⑭の月数は、100月未満を四捨五入したもの

○過年度要求水準等

	①過年度 納付対象月数 [月数]	②最低水準 相当納付割合 [%]	③過年度 最低水準 [月数] ①×②	④過年度 納付割合 [%]	⑤過年度 要求水準 [月数] ①×④
18年度	681,342	5.7%	38,534		38,534
19年度	626,835	5.7%	35,700	6.1%	38,200
20年度	576,688	6.1%	35,200	6.5%	37,500
21年度	530,553	6.5%	34,500	6.9%	36,600
22年度	488,109	6.9%	33,700	7.3%	35,600

※ 過年度納付割合=前年度実績+0.4%(過去3年間の平均伸び率)

※ 18年度の②欄は、過年度納付月数を過年度納付対象月数で割り戻し、小数点第2位を四捨五入したもの

※ 19年度～22年度までの③及び⑤の月数は、100月未満を四捨五入したもの

本表における要求水準・最低水準は、年度単位で算出しているものであり、

これを契約期間の第1期、第2期、第3期及び累計に置き換えた実際の要求

水準・最低水準は、別紙2-1のとおりである。

要求水準等算出表(佐原)

○現年度要求水準等

	①被保険者累計 [月数]	②被保険者数 [人]		免除等		⑤強制徴収 対象者累計 [月数]	⑥納付対象者累計 [月数] ①-(③+⑤)	⑦優良 納付率 [%]	⑧優良納付 月数累計 [月数]	⑨奨励納付 対象者累計 [月数] ⑥-⑧	⑩現年度 最低水準 [月数] ⑨×⑩ ^⑪ 奨励納付率	⑫加算月数 [月数] ⑨×⑬1.8%	⑭現年度 要求水準 [月数] ⑩+⑫
		(年度末)	③全額免除累計 [月数]	④全額免除者数[人] ・率[%]	③全額免除累計 [月数]								
18年度	1,051,842	86,816	186,168	15,514	17.87%	28,044	837,630	61.53%	532,647	(A) 304,983	(B) 22,948		22,948
19年度	1,033,404	85,184	195,446	16,287	19.12%	29,064	808,894	61.83%	518,107	290,787	21,800	5,234	27,000
20年度	1,015,289	83,582	196,786	16,399	19.62%	29,064	789,439	62.43%	510,989	278,450	20,900	5,012	25,900
21年度	997,492	82,011	198,007	16,501	20.12%	29,064	770,420	63.03%	503,913	266,507	20,000	4,797	24,800
22年度	980,007	80,469	199,113	16,593	20.62%	29,064	751,830	63.63%	496,881	254,949	19,100	4,589	23,700

※ ⑪19年度～22年度の奨励納付率=18年度実績(B)/18年度実績(A)

※ 19年度～22年度までの⑩及び⑭の月数は、100月未満を四捨五入したもの

○過年度要求水準等

	①過年度 納付対象月数 [月数]	②最低水準 相当納付割合 [%]	③過年度 最低水準 [月数] ①×②	④過年度 納付割合 [%]	⑤過年度 要求水準 [月数] ①×④
18年度	681,276	5.3%	36,337		36,337
19年度	626,774	5.3%	33,200	5.7%	35,700
20年度	576,632	5.7%	32,900	6.1%	35,200
21年度	530,501	6.1%	32,400	6.5%	34,500
22年度	488,061	6.5%	31,700	6.9%	33,700

※ 過年度納付割合=前年度実績+0.4%(過去3年間の平均伸び率)

※ 18年度の②欄は、過年度納付月数を過年度納付対象月数で割り戻し、小数点第2位を四捨五入したもの

※ 19年度～22年度までの③及び⑤の月数は、100月未満を四捨五入したもの

本表における要求水準・最低水準は、年度単位で算出しているものであり、

これを契約期間の第1期、第2期、第3期及び累計に置き換えた実際の要求

水準・最低水準は、別紙2-1のとおりである。

要求水準等算出表(松戸)

○現年度要求水準等

[]内は単位

	①被保険者累計 [月数]	②被保険者数 [人]		免除等		⑤強制徴収 対象者累計 [月数]	⑥納付対象者累計 [月数] ①-(③+⑤)	⑦優良 納付率 [%]	⑧優良納付 月数累計 [月数]	⑨奨励納付 対象者累計 [月数] ⑥-⑧	⑩現年度 最低水準 [月数] ⑨×⑩ ^⑪ 奨励納付率	⑫加算月数 [月数] ⑨×⑬1.8%	⑭現年度 要求水準 [月数] ⑩+⑫
		(年度末)	③全額免除累計 [月数]	④全額免除者数[人] ・率[%]	③全額免除累計 [月数]								
18年度	2,509,762	204,023	497,736	41,478	20.33%	81,288	1,930,738	62.73%	1,262,099	(A) 668,639	(B) 62,027		62,027
19年度	2,465,649	200,187	518,407	43,201	21.58%	90,204	1,857,038	63.03%	1,227,303	629,735	58,600	11,335	69,900
20年度	2,422,312	196,424	520,446	43,371	22.08%	90,204	1,811,662	63.63%	1,210,115	601,547	55,900	10,828	66,700
21年度	2,379,737	192,731	522,226	43,519	22.58%	90,204	1,767,308	64.23%	1,193,038	574,269	53,400	10,337	63,700
22年度	2,337,911	189,108	523,754	43,646	23.08%	90,204	1,723,953	64.83%	1,176,078	547,876	51,000	9,862	60,900

※ ⑪19年度～22年度の奨励納付率=18年度実績(B)/18年度実績(A)

※ 19年度～22年度までの⑩及び⑭の月数は、100月未満を四捨五入したもの

○過年度要求水準等

	①過年度 納付対象月数 [月数]	②最低水準 相当納付割合 [%]	③過年度 最低水準 [月数] ①×②	④過年度 納付割合 [%]	⑤過年度 要求水準 [月数] ①×④
18年度	1,542,340	7.7%	118,481		118,481
19年度	1,418,953	7.7%	109,300	8.1%	114,900
20年度	1,305,437	8.1%	105,700	8.5%	111,000
21年度	1,201,002	8.5%	102,100	8.9%	106,900
22年度	1,104,922	8.9%	98,300	9.3%	102,800

※ 過年度納付割合=前年度実績+0.4%(過去3年間の平均伸び率)

※ 18年度の②欄は、過年度納付月数を過年度納付対象月数で割り戻し、小数点第2位を四捨五入したもの

※ 19年度～22年度までの③及び⑤の月数は、100月未満を四捨五入したもの

本表における要求水準・最低水準は、年度単位で算出しているものであり、

これを契約期間の第1期、第2期、第3期及び累計に置き換えた実際の要求

水準・最低水準は、別紙2-1のとおりである。

総合評価基準

国民年金保険料の収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、以下により評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点（400点）を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員（5人）が以下のような観点から総合的に評価を行い、各項目毎に重要なものは0点以上20点以下、普通の場合は0点以上10点以下の配点の付与をそれぞれ行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

得点配分は800点とする。

- ① 基礎点は400点とする。
- ② 加点の合計は400点を上限とする。

総合評価基準表

評価項目・評価の視点		評価区分	必須評価事項に係る最低限の要求要件
		得点配分	加 点 係 数 評 価 観 点
基本的事項	(i) 基本的考え方		
	本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たっての基本的な考え方はどのようなものか。	必須	—
	(ii) 実施体制		
	a 組織体制		
	本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制(管理責任者及び従事人員の配置、指揮監督、経験を有する担当者の支援体制等)を整備するのか。	必須	—
	・本事業を実施するための適切な実施体制が、数値的な根拠を踏まえ具体的に示されていること。 ・国民年金制度に関して深い知識、経験を有する担当者置き、必要な際に直ちに支援できる体制が整備されていること、又は整備できることが示されていること。 ・従業員に対する指揮監督の体制(命令系統)、有効と考えられる実施体制が具体的に示されていること。 ・過去に本事業における施策に有効であると考えられる業務に携わったことがあること。	重要 0～100	
	b 運営管理		
	本事業を実施するため、個人情報取扱規定、秘密の保持が整備されている等、適切な運営管理が図られていること。 ・本事業を実施するための指揮命令、進捗管理、苦情処理方策等の進捗管理が適切に示されていること。 ・従業員の資質向上のための研修体制が確実に整備されていること。 ・情報管理・保護及びトラブル発生防止のための具体的な施策が示されていること。 ・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されていること。	必須	—
	加点	普通 0～50	
	(iii) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付奨励業務		
a 実施する施策の内容			
全ての保険料滞納者に対して納付奨励を実施する施策について、以下の点に留意し具体的に記載すること。 ・保険料滞納者から国民年金保険料を納付していただくために、どのような接触方法で、どのような奨励を実施するのか ・保険料滞納者の属性及び地域の実情をどのように分析し、その結果をどのように反映するのか ・保険料滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上を図るため、どのような措置を講じるのか	必須	—	
加点	重要 0～100	<ul style="list-style-type: none"> 全ての保険料滞納者に対して納付奨励を実施するため、実行可能性があると評価できる施策が具体的に示されていること。 保険料滞納者の属性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各属性等に応じた適切かつ効果的な施策と評価できること。 保険料滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上を図るため、有効的な措置が講じられていること。 	

業務事項	評価項目・評価の視点	評価区分 得点配分	必須評価事項に係る最低評価	要件 観 点
	b スケジュール及び実施体制(人員体制等)	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・a)に記載した施策を実施するための適切なスケジュール及び実施体制が示されていること。
		加点	重要 0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納者の属性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各属性等に応じた適切かつ効果的な施策がスケジュールに設定されていると評価できること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されたと評価できること。
	c 事業(達成)目標	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準を達成するために、施策による効果をどのように見込み、数値的な根拠を示した上で実行可能性があると評価でき、適切な事業(達成)目標が設定されていること。
		加点	普通 0～50	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料滞納者の属性及び地域の実情等を的確に予想した上で、各属性等に応じた的確な効果を見込んだ事業目標が設定されていると評価できること。
	(iv)被保険者の委託に基づき国民年金保険料の納付受託業務			
	納付受託業務の実施内容	必須	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者からの納付委託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

【各社会保険事務所における共通事項】

1 従来の実施に要した経費

(注記事項)

1. 各費目の内容は以下のとおりです。

人件費：職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸諸金

物件費：印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費

委託費等：委託費、旅費

①人件費

人件費は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出しております。常勤職員及び非常勤職員の状況は、「2 従来の実施に要した人員」に記載しております。

業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数 (以下同じ)

②物件費

物件費は、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上しております。

③委託費等

委託費等は、委託費定額部分には電話納付督促の委託経費を、旅費その他の部分には戸別訪問督促等の旅費を計上しております。電話納付督促の委託の内容は、「5 従来の実施方法等」のフロー図に記載しております。

2. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下のとおりです。

①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)

・定額法により算出しております。

・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出しております。

②退職給付費用

社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上しております。

③間接部門費

各社会保険事務所を管轄する社会保険事務局及び各社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分しております。

3. 平成16年度から平成17年度の経費の主な増減要因は、常勤職員数又は非常勤職員数の増減によるものです。

2 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求められる知識・経験等)

・国民年金制度に関する知識と理解を有していること 等

(業務の繁閑の状況とその対応)

・通年で業務の繁閑は基本的に生じませんが、被保険者の異動や景気状況等を背景に未納者が大幅に増減する可能性があります。

(注記事項)

1. 収納業務に従事した職員について、入札の対象業務の従事割合により換算した人数で計上しております。

2. 非常勤職員には、国民年金推進員、特別国民年金推進員、国民年金収納指導員及び賃金職員が含まれております。

①国民年金推進員

勤務時間：1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間)

給与：

(平成17年9月まで)

(1) 月額 156,000円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が1週間の勤務時間の2分1を超えない場合は、147,000円)

(2) 賞与 期末給与 … 6月に0.85月分、12月に0.90月分(全員)

勤勉給与 … 0.30月分(設置数の1割)

0.15月分(設置数の2割)

(平成17年10月から)

(1) 月額 Aランク 175,500円(活動実績の順位が上位10%以内)

Bランク 167,500円(" 上位25%まで(Aを除く))

Cランク 159,500円(" 上位45%まで(A・Bを除く))

Dランク 151,500円(" 上位75%まで(A~Cを除く))

Eランク 143,600円(上記以外)

(2) 賞与 期末給与 … 6月に0.45月分、12月に0.55月分(全員)

勤勉給与 … 0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)

0.40月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)

②特別国民年金推進員

国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置

勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内

月額 7,780円

③国民年金収納指導員

常勤職員と同様の勤務時間

月額 Aクラス 12,600円 Cクラス 7,200円

④賃金職員

常勤職員と同様の勤務時間

給与は各社会保険事務所により異なる

3 従来の実施に要した施設及び設備

施設： 各社会保険事務所庁舎

(なお、社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)

設備： 以下、本業務に共通して使用する設備を記載

(机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX

(端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用)

(PC関係)パソコン、プリンター

(自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。)

(その他事務用品類)コピー機、シュレッダー

(注記事項)

1. 国民年金推進員については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用しておりません。
2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与します。それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなります。

4 従来の実施における目的の達成の程度

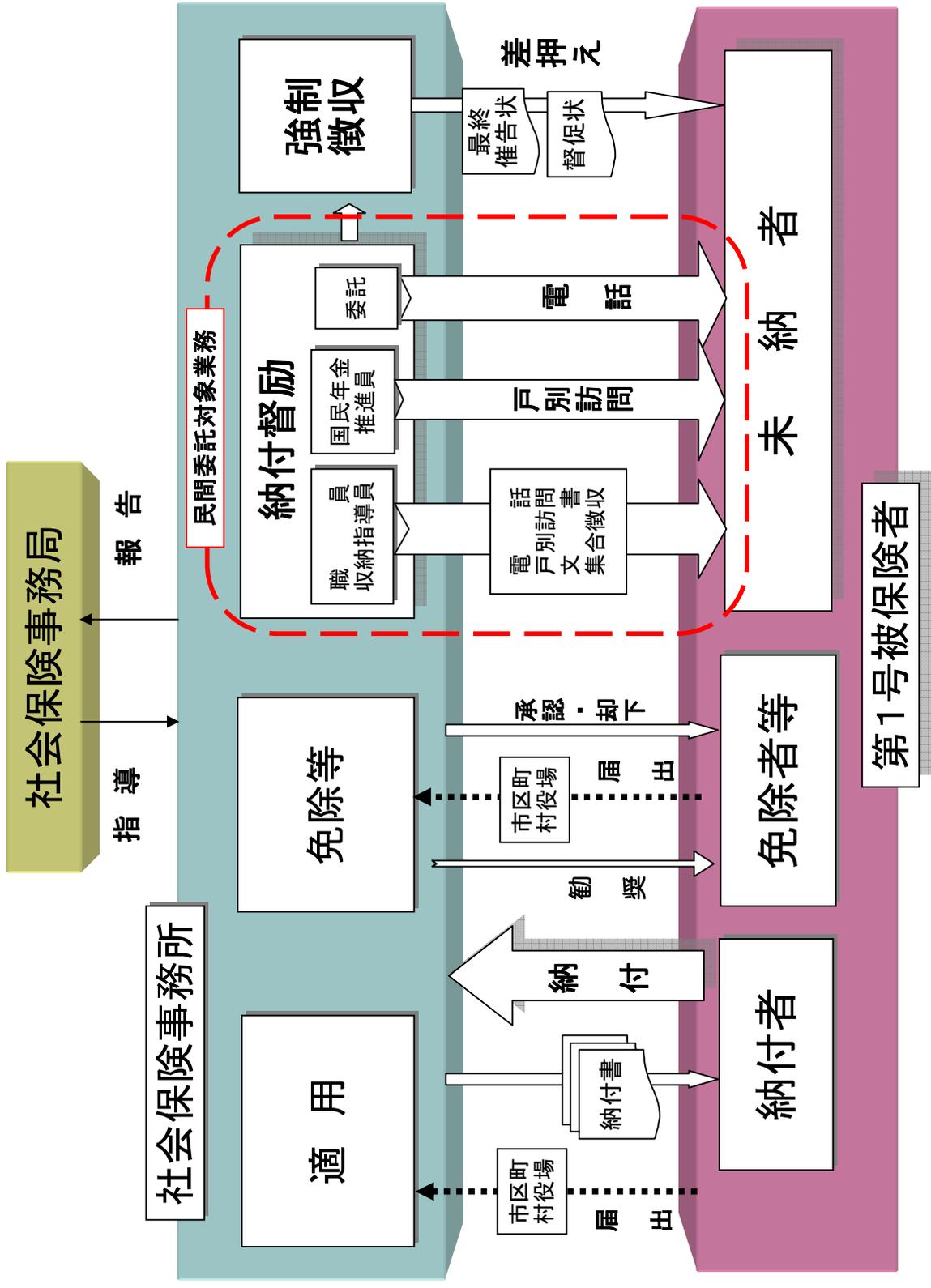
(注記事項)

平成16年度及び平成17年度の各社会保険事務所の実績を記載しております。
なお、督促納付月数には、強制徴収により納付された月数を含んでおります。

5 従来の実施方法等

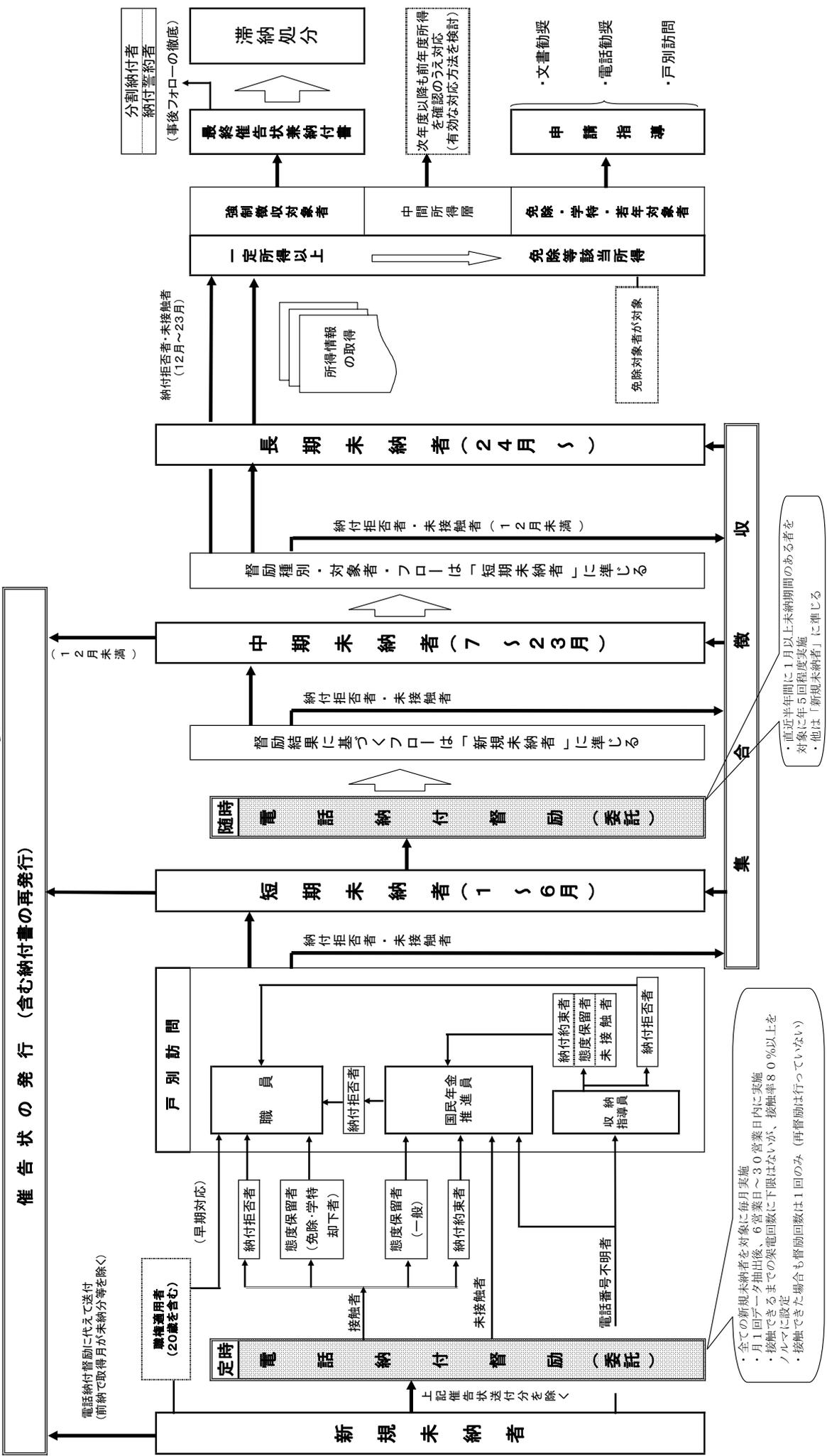
従来の実施方法等については、次のフロー図、組織図等のとおりです。

国民年金事業の概要図

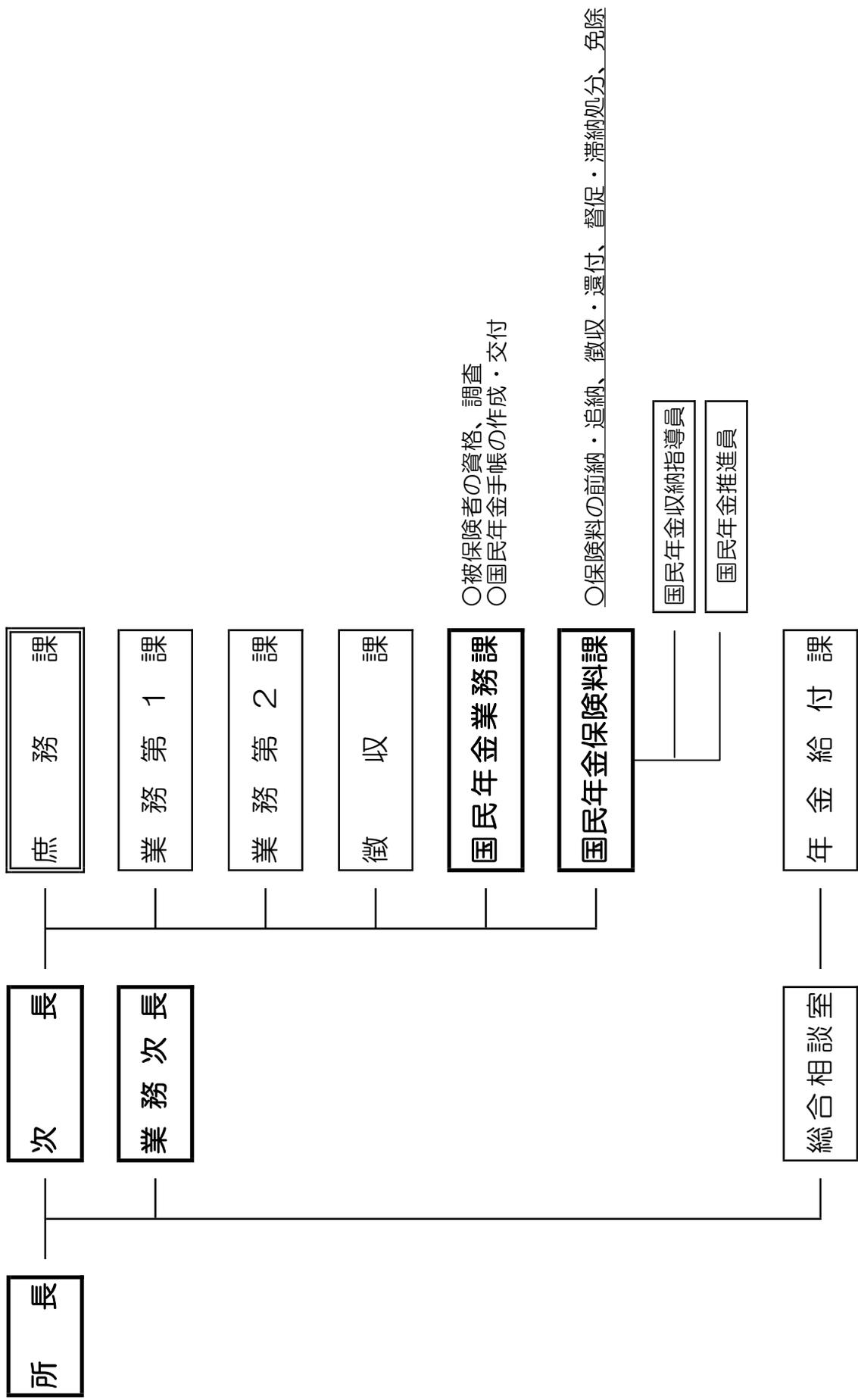


国民年金保険料収納事業の業務フロー（現行）【標準的な例】

全ての未納者を対象に年6回（例：隔月）を限度として送付する例が一般的



標準的な社会保険事務所の組織体制及び所掌事務について



- 被保険者の資格、調査
- 国民年金手帳の作成・交付

○保険料の前納・追納、徴収・還付、督促・滞納処分、免除

【各入札対象地区個別事項】

〔 青森 地区 〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成16年度	平成17年度
弘前 社会保険事務所			
人件費	常勤職員	26,695	11,137
	非常勤職員	33,093	21,733
物件費		20,168	9,986
委託費等	委託費定額部分	3,529	23,361
	成果報酬等	0	0
	旅費その他	4,917	3,027
計(a)		88,402	69,244
参考値 (b)	減価償却費	153	77
	退職給付費用	1,823	1,341
	間接部門費	9,282	3,872
(a) + (b)		99,660	74,534

(注記事項)

弘前社会保険事務所については、平成17年10月から市場化テスト(モデル事業)として民間事業者に対象業務を委託しております。

平成17年度の経費については、平成17年9月までの6ヶ月間は社会保険事務所にて対象業務に要した費用、平成17年10月からの6ヶ月間は市場化テスト(モデル事業)の委託費(落札額) 43,397千円のうち、21,698千円を委託費定額部分に計上しております。

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

弘前 社会保険事務所			
	常勤職員	9.57	2.50
	非常勤職員	15.80	10.20

(注記事項)

平成17年度の弘前社会保険事務所については、平成17年10月から市場化テスト(モデル事業)として本事業を民間事業者に委託しており、当該期間に係る個々の人員数は含まれておりません。従って、これらの社会保険事務所については、平成17年4月から9月までの6ヶ月間に従事した人員を基に計上しております。

4 従来の実施における目的の達成の程度

弘前 社会保険事務所			
	督促納付対象者累計[月数]	385,494	353,039
	督促納付月数[月数]	21,167	34,068
	督促納付率[%]	5.5%	9.6%
	過年度納付対象月数[月数]	873,482	799,442
	過年度督促納付月数[月数]	39,653	42,591
	過年度督促納付率[%]	4.5%	5.3%

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下のとおりです。
 「納付誓約状況」が対象事業に直接関係する数値です。その他の数値は、対象業務を含めた社会保険事務所全体の数値です。

【 弘前 社会保険事務所 】

【基本情報】

〈被保険者情報〉

	平成16年度	平成17年度	(人)
第一号被保険者(任意加入者を含む)	113510	111934	
全額免除者	17067	19309	
学生納付奨励者	8320	5928	
若年者納付減免者	0	1527	
計	23387	26798	
納期限内等納付者	53602	58412	
納付対象者	3938	3455	
未納者	12600	10976	
中期未納者	22943	21411	
長期未納者	20427	17680	
計	59908	53522	

(注1) 未納者欄の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。

(注2) 納期限内等納付者は、納付対象者から未納者を単純に差し引いた数値である。

(参考) 未納月数別の未納者数(人)

未納月数	16年度	17年度
1月	3,938	3,455
2月	2,828	2,248
3月	3,800	4,952
4月	1,991	1,361
5月	1,809	1,186
6月	2,172	1,229
7月	1,913	1,059
8月	1,381	1,008
9月	1,953	2,847
10月	1,145	1,004
11月	1,091	967
12月	3,101	4,679
13月	1,093	751
14月	1,042	672
15月	3,535	2,415
16月	955	556
17月	751	535
18月	735	566
19月	637	529
20月	598	531
21月	1,565	1,934
22月	687	643
23月	761	715
24月	20,427	17,680

【事業実績】

〈現年度保険料納付率〉

	平成16年度												(月/%)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納付対象月数	86,770	172,166	263,711	364,597	460,737	535,775	623,231	709,156	794,042	865,913	897,781	958,469	
納付月数	44,525	93,501	142,449	192,263	242,796	295,807	360,278	406,286	468,772	511,000	543,825	595,172	
納付率	51.3%	54.3%	54.0%	52.7%	53.9%	55.2%	56.2%	57.3%	57.8%	59.0%	60.6%	62.0%	
	平成17年度												(月/%)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
納付対象月数	81,211	160,123	237,536	329,405	408,710	486,891	562,782	626,085	703,769	788,881	824,745	920,556	
納付月数	41,365	87,016	133,077	178,750	225,037	274,005	324,443	376,018	423,916	472,255	523,386	579,009	
納付率	50.9%	54.3%	56.0%	54.3%	55.5%	56.3%	57.7%	60.1%	60.2%	61.4%	63.5%	62.2%	

(注) 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

※納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全部免除月数および学生納付誓約月数、納付着手月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

〈過年度保険料納付月数〉

	平成16年度												(月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
14年度分	694,733	696,620	698,204	699,221	700,646	701,797	702,907	704,116	705,154	706,315	708,070	678,697	
15年度分	648,905	652,739	654,792	656,355	657,791	659,356	661,190	663,331	664,576	665,830	639,974	641,469	
	平成17年度												(月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
15年度分	643,124	645,366	646,947	648,281	649,481	651,071	652,662	654,112	655,399	656,978	658,493	659,423	
16年度分	599,483	603,040	605,213	607,038	608,183	609,377	611,384	613,207	614,418	615,898	618,083	619,697	

〈口座振替率〉

	平成16年度	平成17年度
口座振替者数	26378	26009
口座振替率	31.4	33.1

(注) 口座振替率 (%) = $\frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$

〈納付誓約体制〉

	平成16年度	平成17年度
常勤職員(収納業務担当)	17	16
国民年金推進員	16	18
収納指導員	2	3

※職員については、収納業務を兼任している者を合わせて計上している。

〈電話番号収線率〉

収線率	69 %
-----	------

※被保険者情報に電話番号が収録されている割合

対象業務に直接関係する数値

対象業務を含む社会保険事務所全体の数値
対象業務と無関係な数値

〈納付誓約状況〉

	平成16年度	平成17年度
催告状(文書)発行数	248,063	157,978
外部委託	16,935	7,384
職員	12,033	5,225
収納指導員	2,926	3,187
計	31,894	15,796
戸別訪問	70,505	38,872
職員	14,557	8,724
収納指導員	2,795	4,037
計	87,857	51,683
集合徴収(呼出)案内数	56,782	30,162

※平成17年度については、平成17年10月から市庁舎モータリゼーション事業として民間委託していることから、平成17年4月から9月までの状況である。

〈強制徴収実施状況〉

	平成16年度	平成17年度
強制徴収実施件数	130	390
滞滞状実行件数	28	116
差押執行件数	6	20

[千葉(北部) 地区]

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成16年度	平成17年度
佐原 社会保険事務所			
人件費	常勤職員	21,213	11,525
	非常勤職員	16,178	16,116
物件費		17,430	11,895
委託費等	委託費定額部分	4,184	4,104
	成果報酬等	0	0
	旅費その他	2,081	2,511
計(a)		61,086	46,151
参考値 (b)	減価償却費	64	61
	退職給付費用	1,079	874
	間接部門費	3,811	3,522
(a)+(b)		66,040	50,608
松戸 社会保険事務所			
人件費	常勤職員	29,539	16,342
	非常勤職員	38,717	29,934
物件費		41,365	26,921
委託費等	委託費定額部分	9,177	8,028
	成果報酬等	0	0
	旅費その他	2,969	2,979
計(a)		121,767	84,204
参考値 (b)	減価償却費	255	166
	退職給付費用	1,976	2,000
	間接部門費	5,107	3,760
(a)+(b)		129,105	90,130
千葉(北部)地区 合計			
人件費	常勤職員	50,752	27,867
	非常勤職員	54,895	46,050
物件費		58,795	38,816
委託費等	委託費定額部分	13,361	12,132
	成果報酬等	0	0
	旅費その他	5,050	5,490
計(a)		182,853	130,355
参考値 (b)	減価償却費	319	227
	退職給付費用	3,055	2,874
	間接部門費	8,918	7,282
(a)+(b)		195,145	140,738

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

佐原 社会保険事務所			
常勤職員		2.96	1.64
非常勤職員		10.30	11.70
松戸 社会保険事務所			
常勤職員		5.42	3.73
非常勤職員		19.00	20.00
千葉(北部)地区 合計			
常勤職員		8.38	5.37
非常勤職員		29.30	31.70

		平成16年度	平成17年度
4 従来の実施における目的の達成の程度			
佐原 社会保険事務所			
督励納付対象者累計[月数]		407,379	333,591
督励納付月数[月数]		30,800	13,874
督励納付率[%]		7.6%	4.2%
過年度納付対象月数[月数]		741,737	687,137
過年度督励納付月数[月数]		37,545	37,880
過年度督励納付率[%]		5.1%	5.5%
松戸 社会保険事務所			
督励納付対象者累計[月数]		920,676	805,027
督励納付月数[月数]		81,802	72,310
督励納付率[%]		8.9%	9.0%
過年度納付対象月数[月数]		1,684,605	1,671,878
過年度督励納付月数[月数]		135,008	125,447
過年度督励納付率[%]		8.0%	7.5%
千葉(北部)地区 合計			
督励納付対象者累計[月数]		1,328,055	1,138,618
督励納付月数[月数]		112,602	86,184
督励納付率[%]		8.5%	7.6%
過年度納付対象月数[月数]		2,426,342	2,359,015
過年度督励納付月数[月数]		172,553	163,327
過年度督励納付率[%]		7.1%	6.9%

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下のとおりです。
「納付書履歴状況」が対象事業に直接関係する数値です。その他の数値は、対象業務を告めた社会保険事務所全体の実施状況に関する数値です。

【佐原 社会保険事務所】

【基本情報】

〈被保険者情報〉	平成16年度	平成17年度	(人)
第一号被保険者(任意加入者を含む)	97,363	93,813	
全額免除者	8,421	9,882	
学生納付奨励者	4,298	4,316	
若年者納付猶予者	0	1,287	
計	12,768	15,568	
納期限内等納付者	34,565	30,838	
納付対象者	3,273	3,149	
未納	7,620	7,429	
短期未納者	15,228	16,048	
中期未納者	23,908	20,791	
長期未納者	50,029	47,417	

(注1)未納者間の区分は、未納期間による。区分毎の手納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。
(注2)納期限内等納付者は、納付対象者から未納者を単純に減じた数値である。

(参考)未納月数別の未納者数

未納月数	16年度	17年度	(人)
1月	3,273	3,149	
2月	1,981	1,846	
3月	1,970	1,978	
4月	1,375	1,332	
5月	1,114	1,176	
6月	1,180	1,097	
7月	981	969	
8月	873	880	
9月	1,177	1,314	
10月	846	791	
11月	943	849	
12月	1,891	3,487	
13月	747	638	
14月	719	632	
15月	958	1,382	
16月	700	546	
17月	697	527	
18月	669	592	
19月	671	514	
20月	639	512	
21月	1,240	1,141	
22月	668	584	
23月	809	690	
24月	23,908	20,791	

対象業務に直接関係する数値
対象業務を含む社会保険事務所全体の数値
対象業務と無関係な数値

【事業実績】

	平成16年度												平成17年度			(月/%)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
納付対象月数	84,654	168,951	249,428	334,187	416,868	500,352	583,732	749,907	832,260	908,906	990,660					
納付月数	45,623	94,821	144,287	195,904	247,333	297,477	349,561	402,546	455,025	507,094	561,307	614,081				
納付率	53.9%	56.8%	57.8%	58.6%	59.3%	59.5%	59.9%	60.4%	60.7%	60.9%	61.8%	62.0%				
納付対象月数	83,725	163,067	242,746	326,170	405,419	483,389	561,508	628,838	705,757	758,257	827,037	898,275				
納付月数	44,389	92,624	141,235	189,977	239,838	290,255	341,283	393,928	444,141	478,610	529,536	579,558				
納付率	53.0%	56.8%	58.2%	58.2%	59.2%	60.0%	60.8%	62.6%	62.9%	63.3%	64.0%	64.4%				

(注) 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

※納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付奨励月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

〈過年度保険料納付月数〉

	平成16年度												平成17年度			(月)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
14年度分	2,031	1,265	1,723	1,231	1,281	1,168	866	1,090	926	749	769	508				
15年度分	4,696	3,125	2,540	1,765	1,439	1,222	1,319	1,921	1,251	1,269	1,904	1,487				
15年度分	1,403	1,783	1,387	1,162	1,371	1,319	1,223	1,229	1,000	984	969	640				
16年度分	4,206	2,422	1,885	1,583	1,568	1,802	1,871	2,065	1,221	1,309	1,873	1,595				

〈口座振替率〉

	平成16年度	平成17年度	(人/%)
口座振替者数	33,894	32,698	
口座振替率	40.1	42.0	

(注) 口座振替率 (%) = $\frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$

〈納付書履歴〉

	平成16年度	平成17年度	(人)
常勤職員(収納業務関係)	8	8	
国民年金推進員	9	12	
収納指導員	2	1	

※職員については、収納業務を兼任している者を合わせて計上している。

〈電話番号収録率〉

70.9%

※被保険者情報に電話番号が収録されている割合

〈納付書履歴〉

	平成16年度	平成17年度	(件)
催告状(文書)発行数	228,429	160,420	
外部委託	26,218	30,534	
職員	4,267	2,532	
収納指導員	2,226	430	
計	32,711	33,496	
国民年金推進員	21,407	36,467	
職員	1,156	557	
収納指導員	1,723	41	
計	24,286	37,065	
集合徴収(呼出)案内数	66,356	51,580	

〈強制徴収実施状況〉

	平成16年度	平成17年度	(件)
強制徴収実施件数	803	600	
滞り納付書発行件数	2	49	
滞り納付書発行件数	0	19	

【 松戸 社会保険事務所】

【基本情報】

〈被保険者情報〉

	平成16年度	平成17年度
第一号被保険者(任意加入者を含む)	229,522	225,015
全額免除者	14,324	16,248
学生納付奨励者	21,914	21,764
若年者納付減額者	0	4,036
計	36,443	41,998
納期限内等納付者	74,933	70,242
新規未納者	8,885	8,599
短期未納者	19,788	18,925
未納	36,761	37,592
中期未納者	52,712	47,669
長期未納者	118,146	112,785
計		

(注1)未納者間の区分は、未納期間による。区分毎の未納期間は、短期未納者が2～6月、中期未納者が7～23月、長期未納者が24月以上となっている。
 (注2)納期限内等納付者は、納付対象者から未納者を単純に減じた数値である。

(参考)未納月数別の未納者数

未納月数	16年度	17年度
1月	8,885	8,599
2月	5,428	5,024
3月	4,936	5,002
4月	3,408	3,337
5月	2,957	2,774
6月	3,059	2,788
7月	2,465	2,311
8月	2,287	2,185
9月	2,922	3,001
10月	2,292	2,029
11月	2,232	2,125
12月	5,374	8,514
13月	2,016	1,579
14月	1,681	1,457
15月	2,011	2,226
16月	1,564	1,287
17月	1,462	1,258
18月	1,695	1,488
19月	1,473	1,168
20月	1,342	1,266
21月	2,550	2,462
22月	1,552	1,430
23月	1,843	1,806
24月	52,712	47,669

【事業実績】

〈現年度保険料納付率〉

	平成16年度												平成17年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
納付対象月数	201,243	383,452	570,215	782,928	950,403	1,139,759	1,328,595	1,517,981	1,705,923	1,894,775	2,079,902	2,266,292	197,959	373,102	554,635
納付月数	104,151	217,562	332,834	452,064	570,077	688,625	810,596	936,274	1,056,748	1,177,552	1,303,182	1,427,418	101,831	212,707	325,387
納付率	51.8%	56.7%	58.4%	59.3%	60.0%	60.4%	61.0%	61.7%	61.9%	62.1%	62.7%	63.0%	51.4%	57.0%	58.7%

(注) 納付率 (%) = $\frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

※納付対象月数とは、当該年度の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付奨励月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)に実際に納付された月数である。

〈過年度保険料納付月数〉

	平成16年度												平成17年度		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
14年度分	9,401	5,446	6,988	4,345	4,811	4,185	3,570	4,099	3,720	3,150	2,830	2,065	14,889	9,331	9,133
15年度分	14,889	9,331	9,133	5,948	4,495	3,977	5,403	7,247	4,347	4,859	6,186	5,603	5,842	5,917	4,809
15年度分	5,842	5,917	4,809	4,330	4,555	4,255	4,518	4,303	3,584	3,374	3,483	2,128	12,244	8,439	6,374
16年度分	12,244	8,439	6,374	4,955	4,741	4,232	6,551	7,217	3,605	4,263	6,424	5,304			

〈口座振替率〉

	平成16年度	平成17年度
口座振替者数	65,449	67,034
口座振替率	33.9	36.6

(注) 口座振替率 (%) = $\frac{\text{口座振替加入者数}}{\text{保険料納付対象者数}} \times 100$

〈納付奨励体制〉

	平成16年度	平成17年度
常勤職員(収納業務関係)	18	9
国民年金推進員	19	20
収納指導員	0	3

※職員については、収納業務を兼任している者を含めて計上している。

〈電話番号収録率〉

69.7%

※被保険者情報に電話番号が収録されている割合

対象業務に直接関係する数値
対象業務を含む社会保険事務所全体の数値
対象業務と無関係な数値

〈納付奨励状況〉

	平成16年度	平成17年度
催告状(文書)発行数	583,529	362,366
外部委託	57,498	59,731
職員	8,816	3,251
収納指導員	0	0
計	66,314	62,982
国民年金推進員	65,941	87,690
戸別訪問	478	275
収納指導員	0	0
計	66,419	87,965
集合徴収(呼出)案内数	130,252	79,774

〈強制徴収実施状況〉 平成19年3月末現在

	平成16年度	平成17年度
最終催告状発行件数	100	1407
徴収状発行件数	1	539
差押執行件数	1	30

参 照 条 文

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号） （抄）

（欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
- 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

第十一条 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国の行政機関等の長等に提出することにより、申

込みを行うものとする。

一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法

二 入札金額

2 官民競争入札に参加する国の行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

3 第一項の規定により申込みを受けた国の行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

第十二条 国の行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

第十三条 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあつては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。

2 国の行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、国の行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

（民間競争入札実施要項）

第十四条 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあつては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。

2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
 - 二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
 - 三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
 - 五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
 - 六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
 - 七 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項
 - 八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
 - 九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
 - 十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項
 - 十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項
 - 十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- 3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
- 一 知識及び能力
 - 二 経理的基礎
 - 三 技術的基礎
 - 四 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項
- 4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。
- 一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
 - 二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
 - 三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
 - 四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度
- 5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
- 6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

第十五条 第十条、第十一条第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前条の評価に従い、」と、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

- 4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

- 一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務
- 二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務
- 三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務

- 2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

- 3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。

- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、社

会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 社会保険庁長官は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
 - 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
 - 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
 - イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○ 厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十九年五月二十二日厚生労働省令第八十四号）（抄）

（法第三十三条第一項第三号に規定する社会保険庁長官への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号の規定により、法第三十三条第一項に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を社会保険庁長官に報告しなければならない。

一 法第三十三条第一項第一号に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第三十三条第一項第一号及び第二号に規定する業務の実施状況

二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第百二条第三項の規定により社会保険庁長官が保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

四 法第三十三条第一項第一号及び第二号に規定する業務を実施した結果を、同号に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの

2 法第三十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

3 法第三十三条第三項の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項の適用については、同項中「法第九十二条の四第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項」とする。

4 法第三十三条第五項に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号に掲げる事項を記録したものとする。

- 5 公共サービス実施民間業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
- 6 法第三十三条第八項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
 - 一 法第三十三条第一項に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
 - 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
 - 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
 - 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○ 国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）（抄）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
 - 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの
- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 3 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
 - 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。
 - 5 社会保険庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を社会保険庁長官に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 この法律の規定により政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付受託者の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、納付受託者は、政府に対して当該延滞金の納付の責めに任ずるものとする。
- 6 政府は、第一項又は前項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後二年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
- 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第七十九条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第九十一条第一項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第二項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第一項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続）

第八十五条 各省各庁の長は、会計法第二十九条の六第一項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第八十六条 契約担当官等は、第八十四条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

- 2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

○ 会計法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十五号）（抄）（抄）

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

○ 会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）（抄）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のもので国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

- 2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○ **弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）（抄）**

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○ **民法（民法第一編第二編第三編）（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（抄）**

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○ **国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第二百二十五号）（抄）**

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。
2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。